

令和五年政令第三百二十八号

漁港水面施設運営権登録令

内閣は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第五十八条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 漁港水面施設運営権登録簿等（第六条～第十二条）

第三章 登録手続

第一節 通則（第十二条～第三十五条）

第二節 漁港水面施設運営権を目的とする登録（第三十六条～第三十九条）

第三節 抵当権等に関する登録（第四十条～第四十八条）

第四節 信託に関する登録（第四十九条～第五十七条）

第五節 仮登録（第五十八条～第六十三条）

第六節 仮処分に関する登録（第六十四条～第六十六条）

第四章 登録事項の証明等（第六十七条～第六十八条）

第五章 雜則（第六十九条～第七十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この政令は、漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 登録記録 漁港水面施設運営権及び漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の登録について、一の漁港水面施設運営権ごとに第九条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

二 登録事項 この政令の規定により登録記録として登録すべき事項をいう。

三 登録名義人 登録記録に漁港水面施設運営権又は漁港水面施設運営権を目的とする抵当権を目的とする抵当権をいう。（以下同じ。）について権利者として記録されている者をいう。四 登録権利者 登録をすることにより、登録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。

五 登録義務者 登録をすることにより、登録上、直接に不利益を受ける登録名義人をいい、間接に不利益を受ける登録名義人を除く。

六 変更の登録 登録事項に変更があつた場合に当該登録事項を変更する登録をいう。

七 更正の登録 登録事項に錯誤又は遗漏があつた場合に当該登録事項を訂正する登録をいう。

第三条 第一条の登録は、農林水産大臣が行う。

（権利の順位）

第四条 同一の漁港水面施設運営権について登録した権利の順位は、法令に別段の定めがある場合

を除き、登録の前後による。

2 付記登録（既にされた登録についてする登録であつて、当該既にされた登録を変更し、若しくはこれを更正し、又は漁港水面施設運営権を目的とする抵当権にあつてはこれを移転し、若しくはこれを目的とする権利の設定等（設定、移転、変更、消滅又は処分の制限をいう。第五十八条第一号において同じ。）をするもので当該既にされた登録と一体のものとして公示する必要があるもの）をいう。以下この項及び第二十九条において同じ。）の順位は主登録（付記登録の対象となる既

にされた登録をいう。以下この項において同じ。）の順位により、同一の主登録に係る付記登録の順位はその前後にによる。

（登録がないことを主張することができない第三者）

第五条 詐欺又は強迫によつて登録の申請を妨げた第三者は、その登録がないことを主張することができない。

2 他人のために登録を申請する義務を負う第三者は、その登録がないことを主張することができない。ただし、その登録の登録原因（登録の原因となる事実又は法律行為をいう。以下同じ。）が自己的登録の登録原因の後に生じたときは、この限りでない。

（第二章 漁港水面施設運営権登録簿等）

第六条 漁港水面施設運営権登録簿（以下「登録簿」という。）は、農林水産省に備える。

（登録簿の調製）

第七条 登録簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。）をもつて調製する。

（登録）

第八条 登録は、登録簿に登録事項を記録することによつて行う。

（登録記録の作成）

第九条 登録記録は、表題部及び権利部に区分して作成する。

（登録記録の滅失と回復）

第十条 農林水産大臣は、登録記録の全部又は一部が滅失したときは、当該登録記録の回復に必要な処分をることができる。

（農林水産省令への委任）

第十一条 この章に定めるもののほか、登録簿及び登録記録の記録方法その他の登録の事務に必要な事項は、農林水産省令で定める。

（第三章 登録手続）

第一節 通則

（当事者の申請又は嘱託による登録）

第十二条 登録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

2 第五条及びこの章（この条、第十六条、第二十二条第一項並びに第二項第一号、第三号から第六号まで及び第八号、第二十九条、第三十条、第三十四条、第三十七条、第三十九条から第四十一条まで、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条、第五十条第二項、第五十三条、第五十四条、第五十九条、第六十一条、第六十五条並びに第六十六条を除く。）の規定は、官庁又は公署の嘱託による登録の手続について準用する。

（申請の手続）

第十三条 登録を申請する者（以下「申請人」という。）は、漁港水面施設運営権を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登録の目的その他の登録の申請に必要な事項として農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（受付）

第十四条 農林水産大臣は、前条の規定により申請書を受け取ったときは、農林水産省令で定めるところにより、当該申請書に係る登録の申請の受付をしなければならない。

2 同一の漁港水面施設運営権に関し二以上の申請がされた場合において、その前後が明らかでないときは、これらの申請は、同時にされたものとみなす。

3 農林水産大臣は、申請の受付をしたときは、当該申請に受付番号を付さなければならない。この場合において、同一の漁港水面施設運営権に關し同時に二以上の申請がされたとき（前項の規定により同時にされたものとみなされるときを含む。）は、同一の受付番号を付するものとする。

(登録原因を証する書面の提出)

第二十四条 登録を申請する場合には、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請書と併せて登録原因を証する書面を提出しなければならない。

第二十五条 登録権利者、登録義務者又は登録名義人が登録の申請人となることができる場合において、当該登録権利者、登録義務者又は登録名義人について相続その他の一般承継があつたときは、相続人その他の一般承継人は、当該登録を申請することができる。(判決による登録等)

第二十六条 第二十三条、第二十八条又は第四十三条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登録手続をすべきことを命ずる確定判決による登録は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。

第二十七条 相続又は法人の合併による権利の移転の登録は、登録権利者が単独で申請することができる。(登録名義人だけであることができる登録の申請)

第二十八条 次に掲げる登録の申請は、登録名義人だけであることができる。

一 存続期間の更新による存続期間についての変更の登録

二 表題部の登録事項についての更正の登録

三 登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

(共有物分割禁止の定めの登録)

第二十九条 共有物分割禁止の定めに係る抵当権の変更の登録の申請は、共有者である全ての登録名義人が共同してしなければならない。

第三十条 権利部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録は、登録上の利害関係を有する第三者的承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登録によつてすることができる。

(登録の更正)
農林水産大臣は、登録を完了した後その登録について錯誤又は遺漏があることを発見した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、職権でその登録を更正し、かつ、その旨を第一号に掲げる場合にあつては登録名義人に、第二号に掲げる場合にあつては登録権利者及び登録義務者(登録権利者及び登録義務者がない場合にあつては、登録名義人。次項において同じ。)に通知しなければならない。ただし、登録権利者、登録義務者又は登録名義人がそれぞれ一人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

一 錯誤又は遺漏が表題部の登録事項に関するものであるとき。
二 前号に掲げる場合を除くほか、錯誤又は遺漏が農林水産大臣の過失に基づくものであるとき
(登録上の利害関係を有する第三者がある場合にあつては、当該第三者の承諾があるときに限る。)。

2 前項の規定により登録を更正すべき場合を除き、農林水産大臣は、登録を完了した後その登録について錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登録権利者及び登録義務者に通知しなければならない。この場合においては、同項のただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定による通知は、代位者にもしなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。
(登録の抹消)

第三十一条 登録の抹消は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者の承諾があるときに限り、申請することができる。(買戻しの特約に関する登録の抹消)

第三十二条 買戻しの特約に関する登録がされている場合において、契約の日から十年を経過したときは、第二十三条の規定にかかるわらず、登録権利者は、単独で当該登録の抹消を申請することができる。

(除権決定による登録の抹消等)

第三十三条 登録権利者は、共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が知れないと認められないときは、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

2 前項の登録が買戻しの特約に關する登録であり、かつ、登録された買戻しの期間が満了していない場合において、相当の調査を行われたと認められるものとして農林水産省令で定める方法により調査を行つてもなお共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定があつたときは、第二十三条の規定にかかるわらず、当該登録権利者は、単独で第一項の登録の抹消を申請することができる。

4 第一項に規定する場合において、登録権利者が抵当権の被担保債権が消滅したことを証する書面として農林水産省令で定めるものを提出したときは、第二十三条の規定にかかるわらず、当該登録権利者は、単独で抵当権に関する登録の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から二十年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。(職権による登録の抹消)

第三十四条 農林水産大臣は、登録を完了した後に当該登録が第二十条第一号、第二号又は第十一号に該当することを発見したときは、登録権利者及び登録義務者並びに登録上の利害関係を有する第三者に対し、一月以内の期間を定め、当該登録の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登録を抹消する旨を通知しなければならない。

2 農林水産大臣は、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、農林水産省令で定めることにより、前項の通知に代えて、通知をすべき内容を公告しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるとときは、決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるとときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の異議を述べた者がないとき、又は前項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登録を抹消しなければならない。

第三十五条 抹消された登録の回復は、登録上の利害関係を有する第三者がある場合には、当該第三者的承諾があるときに限り、申請することができる。(抹消された登録の回復)

第三十六条 漁港水面施設運営権の設定の登録(漁港水面施設運営権に関する登録)

2 前項の規定により登録を更正すべき場合を除くほか、錯誤又は遺漏が農林水産大臣の過失に基づくものであるとき。

3 前二項の規定による通知は、代位者にもしなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第三十七条 農林水産大臣は、設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により漁港水面施設運営権を取得した者

一 漁港水面施設運営権の設定を受けた者又はその者から法人の合併その他の一般承継により漁港水面施設運営権を取得した者

二 漁港水面施設運営権を有することができる確定判決によつて確認された者

(設定の登録がされていない漁港水面施設運営権について処分の制限の登録の嘱託があつた場合の措置)

第三十八条 農林水産大臣は、設定の登録がされていない漁港水面施設運営権について、嘱託により漁港水面施設運営権の処分の制限又は法第五十九条第二項の漁港水面施設運営権の行使の停止の登録をするときは、職権で、漁港水面施設運営権の設定の登録をしなければならない。

(漁港水面施設運営権の放棄による登録の抹消)

る行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第五十四条第一項において同じ。)の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする受託者の変更による移転の登録は、第二十三条の規定にかかるわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

2 受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする当該受託者の任務の終了による変更の登録は、第二十三条の規定にかかるわらず、他の受託者が単独で申請することができる。

第五節 仮登録

第五十八条 仮登録は、次に掲げる場合にすることができる。

第五十三条 農林水産大臣は、金銭等に属する漁港水面施設運営権等について次に掲げる登録を(略)

二 一 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による漁港水面施設運営権等の移転の登録

三
二
一
（属七）による言毛の変更の登録
受託者である登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録

第五十四条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任(若くは解任)の裁判があつたとき、又は言毛り変更を命ぜる裁判があつたときは、裁定書に付する。

2 で、遅滞なく、信託の変更の登録を農林水産大臣に嘱託しなければならない。
主務官庁は、受托者を解任したとき、信託管理人告しくは受益者代理人を選任し、告しくは解任する。

任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登録を農林水産大臣に嘱託しなければならぬ。

(信託の変更の登録の申請)
第五十五条 前二条に規定するもののほか、第四十九条第一項各号に掲げる登録事項につれて変更

2 第五十一条の規定は、前項の言託の変更の登録の申請につて準用する。

(信託の登録の抹消)
第五十六条 言托材產に属する魚塀巷水面施設軍營雀等が移転、変更又は消滅により言托材產に属し

ないこととなつた場合における信託の登録の抹消の申請は、当該漁港水面施設運営権等の移転の登録若しくは変更の登録又は当該魚港水面施設運営権等の登録の抹消の申請と同時にしなれば

2 言託の登録の末梢は、受託者が単独で申請することができる。
ならない。

(権利の変更の登録等の特則)
第五十七条 言託の併合又は分割により魚巻水面施設専管雀等が一の言託の言託材産に属する材産

から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該漁港水面施設運営権等に係る当該の言託についての言託の登録の未消及び当該他の言託についての言託の登録の申請は、「言託」

の併合又は分割による漁港水面施設運営権等の変更の登録の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により漁港水面施設運営権等が、一の信託の信託財産に属する財産

2 から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。
信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利

の変更の登録（第五十条第三項の登録を除く。）については、同表の中欄に掲げる者を登録権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登録義務者とする。この場合において、受益者（信託管理人がある場合にあっては、信託管理人。以下この項において同じ。）については、第十七条本文の規定は、適用しない。

一 漁港水面施設運営権等が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	受益者	受託者
---	-----	-----

する同法第五十三条第二項の規定による仮処分による仮登録（以下「保全仮登録」という。）とともにしたものと除く。以下この条において同じ。）がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする漁港水面施設運営権の登録（仮登録を除く。）を申請する場合は、当該債権者は、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を單独で申請することができる。

2 前項の規定は、漁港水面施設運営権を目的とする抵当権について民事保全法第五十四条において準用する同法第五十三条第一項の規定による処分禁止の登録がされた後、当該処分禁止の登録に係る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登録義務者とする漁港水面施設運営権の登録（仮登録を除く。）を申請する場合について準用する。

3 農林水産大臣は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請に基づいて当該処分禁止の登録（仮登録を除く。）を申請する場合について准用する。

（保全仮登録に基づく本登録の順位）

第六十五条 保全仮登録に基づいて本登録をした場合は、当該本登録の順位は、当該保全仮登録の順位による。

第六十六条 農林水産大臣は、保全仮登録をするときは、職権で、当該保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消しなければならない。

第四章 登録事項の証明等

（登録事項証明書等の交付等）

第六十七条 農林水産大臣は、保全仮登録に基づく本登録をした場合は、当該本登録の順位は、当該保全仮登録とともにした処分禁止の登録を抹消しなければならない。

（处分禁止の登録の抹消）

1 何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録簿に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）のうち農林水産省令で定める図面の全部又は一部の写し（これらの図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）の交付を請求することができる。

3 何人も、農林水産大臣に対し、手数料を納付して、登録簿の附属書類のうち前項の図面（電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を農林水産省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の閲覧を請求することができる。

4 何人も、正当な理由があるときは、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、手数料を納付して、登録簿の附属書類（第二項の図面を除き、電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を農林水産省令で定める方法により表示したもの。次項において同じ。）の全部又は一部（その正当な理由があると認められる部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

5 前項の規定にかかわらず、登録を申請した者は、農林水産大臣に対し、農林水産省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類の閲覧を請求することができる。

6 前各項に規定する手数料の額は、次の表のとおりとする。

請求の種類	金額
第一項の規定による登録事項証明書の交付の請求	一通につき六百七十円
第二項の規定による図面の写しの交付の請求	八十円
第三項の規定による登録簿の附属書類の閲覧の請求	一事件に関する書類につき四百八十円

(農林水産省令への委任
第六十八条 前条に定める。
農林水産省令で定める。)

第六十八条 前条に定める
農林水産省令で定める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第六十九条 登録簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第七十条 登録簿の附属書類に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第

五章 第四節 の抄則

（施行期日）
一二〇〇九年は、魚港魚場整備去及び水産業協同組合去の

1
この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

一四号の旅行の日、和田全四郎一日、水江旅行の行